

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町発注の完全週休2日制（土日）工事実施要領を次のように定める。

令和8年7月31日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町発注の完全週休2日制（土日）工事実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、白川町の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）の週休2日を確保する工事（以下「完全週休2日制（土日）工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（発注方式）

第2条 完全週休2日制（土日）工事は、次のいずれかの方式による工事であって、発注者指定型により発注することを原則とする。

- （1）現場閉所方式による完全週休2日制（土日）工事 現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事であって、完全週休2日制による施工を原則とするもの
- （2）交替制方式による完全週休2日制（土日）工事 社会的要請又は時間的制約等により現場閉所が困難な工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事
 - イ 連続施工が必要な工事
 - ウ 災害応急対策（競争入札の場合に限る。）
 - エ その他アからウまでに類する工事

（対象としない工事）

第3条 次のいずれかに該当する工事は、完全週休2日制（土日）工事の対象としない。

- （1）土木一式工事又は舗装工事以外の建設業種で施工する工事
- （2）予定価格が1,500万円以下の土木一式工事及び舗装工事
- （3）発注時に想定する現場作業日数（準備期間及び後片付け期間を除く。）が著しく短い工事（おおむね1週間程度のものをいう。）
- （4）災害その他避けることのできない事由により、現場閉所方式及び交替制方式のいずれによっても週休2日の確保が困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合に限る。））
- （5）現場閉所方式及び交替制方式のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕、時間的制約のある営繕工事等）
- （6）その他町長が完全週休2日制（土日）工事の対象とすることが適当でないと認める工事（県要領の準用）

第4条 この要領に定めるもののほか、完全週休2日制（土日）工事の実施に関し必要な事項は、岐阜県発注の完全週休2日制（土日）工事実施要領の最新版を準用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領は、施行の日以後に公告又は指名通知を行う工事（随意契約にあつては見積依頼を行う工事。次項において「公告等をした工事」という。）から適用する。
- 3 この要領の施行の日の前日までに公告等をした工事については、白川町発注の週休2日制モデル工事実施要領（令和6年白川町訓令甲第5号）を適用する。